

そらげん

第13号
あつけし
農委だより
編集発行
農業委員会
☎52-3131

目次	会長あいさつ……………1	農地の実勢賃借料……………4
	道内視察研修……………2～3	農業委員会活動報告……………4～5
	農業者年金協会PG大会……………3	事務局からのお願いほか……………5～6
	農地パトロール実施……………3	

会長あいさつ

会長 荒岡 正

日頃より、当農業委員会の活動に対しまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。近年農業を取り巻く環境は、TPP11や日EU・EPA等の国際貿易協定が大きく進展する中、その対応策として関連施策大綱による取組が実施されているところではありますが、関税の引き下げや撤廃に対する不安、担い手不足による離農、さらには農業従事者の減少など、将来への不安がさらに増しております。

このような状況の中で厚岸町においては、天候不順により、一番草の刈り取り作業が大幅に遅れ、生乳生産への影響が心配されましたが、組合員皆様の努力により前年度以上の生乳生産量を確保できたとのことで、心より厚く感謝とお礼を申し上げます。また、プール乳価も補助金と合わせ100円台

の実績となり、個体販売も前年度に引き続き高値で取引され、経営状況は総じて良好な状況で推移しており、安堵しているところでもあります。

さて、近年本町における新規就農者については、昨年度はいなかったものの、現在、2組が来年度以降の新規就農に向け、町内農家などで研修を受けているところでもあります。また、結婚された青年が3人いることので不安の情勢の中でも、明るい話題となっております。

農業委員会は、農業者の公的代表機関であり、地域農業者の声や要望を把握し、担い手の確保・育成と優良農地の集積、利用状況の調査及び農地パトロールによる適正な農地の保全に努めて参ります。

今後とも行政や関係機関とともに、地域農業・農村の健全な発展に向け積極的に活動して参りますので、皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

農業委員会道内

視察研修を実施

(11月7日～9日)

農業委員会の視察研修については、任期

毎に1回の視察研修を実施することとして、道内と道外を相互に行ってきました。今回は、道央方面(新得町・札幌市・栗山町・旭

川市)の先進地において、担い手対策、新規就農支援対策、農業振興対策等の取組を視察研修することを目的として実施しました。

①視察先【農業生産法人(株)シントクアユミルク】(新得町)

平成26年にJA新得町のほか町内農業関連7法人が出資し設立された農業生産法人で、JA新得町が運営主体となって活動

しており、生産基盤の維持・拡大、さらには人材育成確保を目的に活動している



農業生産法人です。視察当日は、新得町の

太田組合長と北村調査役の2人が対応して戴き、資料を基に各施設内の説明を受け先進的な担い手対策について学びました。

②視察先【北海道農業担い手センター】(札幌市)

21世紀の北海道を担う若

者を育成・確保するために総合窓口として、北海道

市町村を始め農業関係者・団体によって設立され、各市町村の窓口や関係機関・



団体と連携を図りながら、就農促進支援活動・研修教育体制の整備や各種支援資金により、農業担い手育成確保に向けた様々な支援を行っている機関です。

視察当日は、当センターの在原課長と土田コーディネーターの2人が対応して戴き、新規就農支援制度等について学び、農業委員としての資質向上を図りました。

③視察先【栗山町農業振興公社】(栗山町)

平成25年に農業委員会・JA・土地改良

普及センターなどの関係機関・団体により(一財)栗山町農業振興公社を設立し、担

い手育成のほか農地利用集積事業など、様々な事業に取り組んでいる機関です。

視察当日は、当公社機構改革グループの本田氏と宮下就農アドバイザーの2人が対応して戴き、先進的な担い手対策と農地の流動化につ

いて学びました。

今後は、

厚岸町における担い手対策

等の取組みに役立てて行きたいと思いを



④視察先「(株)ひかり牧場」(旭川市)

地元旭川市内の老舗酒造メーカーから出る「酒かす」を肉牛に給与し、平成28年度に「旭高砂牛」としてブランド化し販売、農林水産省の優良事例として取り上げられた牧場です。

視察当日は、

当牧場の松浦代表と上川生産法人農業協同組合連合会の小中室長に



対応して戴き、農業振興対策について学びました。当町でも昨年、厚岸蒸留所から出る絞りがすを試験的に肉牛に給与し、ブランド化に取り組んでおり、学ぶ点が多く勉強になりました。帰町後、研修を受けた委員が、この取組について提案したとのことで、今後の展開に期待します。

腕を競い熱戦展開。パークゴルフ大会

厚岸町農業者年金協議会

昨年10月9日、太田農村公園パークゴルフ場で、当協議会主催による会員の親睦

と交流を目的としたパークゴルフ大会が開催されました。参加者は総勢23名。大会開催にあたり荒岡正さん(当協議会会長)の挨拶、森一昭さん(大会審判長)からのルール説明のあと、ゲームはスタートしました。昨年同様



参加者が集い会場は元気な声がかみだましていました。プレイ終了後は、焼き肉ハウスで昼食交流会と表彰式が行われ、今日のプレイ

【男性の部】優勝/石倉 章さん 準優勝/森 一昭さん
 【女性の部】優勝/永堀 遼子さん 準優勝/北村ヒサさん
 【ホールインワン賞】森 一昭さん

の腕前とつもる話に花を咲かせていました。今秋も開催を予定しておりますので、多くの参加をお待ちしております。

農地パトロール実施

(農用地利用状況調査)

昨年10月16日に遊休農地・農地の違反転用の発生を未然に防ぐことと、農地の有効利用を図ることを目的に、農地パトロール(農用地利用状況調査)を実施しました。この調査は、農業委員会が農地法第30条に基づき、毎年1回は必ず取り組むことが義務付けられた調査となっております。

今回は、農業委員と事務局、町及びJA釧路太田農協の協力を得て、町内全域の農地の利用状況を調査した結果、問題や事後対応を必要とする箇所はありませんでした。今後、農地の適正な利用を図るため継続実施する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

農地の実勢賃貸料の水準について

平成30年4月から平成31年3月までの実勢賃貸料水準。
 ▼締結(公告)された地区名/最高額/最低額で掲載します。(単位10a当たり)

- ▼尾幌・上尾幌/三〇〇〇円/七〇〇円
- ▼糸魚沢・若松・トライバシ/三〇〇〇円/一五〇〇円
- ▼太田・大別/三〇〇〇円/一四〇〇円
- ▼片無去/三〇〇〇円/七〇〇円

農地の実勢賃借料水準情報

区分	参考賃借料 (10a当たり)	細区分 / 増減割合			
		上/+10%	下/-10%	下/-15%	下/-50%
上畑	3,000円		2,700円		
中畑	2,100円	2,300円	1,900円	1,800円	
下畑	1,500円	1,600円	1,400円		700円

平成30年度農業委員会活動報告

4月

- ▼12・13日/弟子屈町/釧路地区農業委員会連合会
総会・第1回会長・局長会議

- ▼16・25日/町内/農地部会あつせん委員会

- ▼27日/役場/第8回厚岸町農業委員会総会

5月

- ▼10・11日/町内/根釧女性農業委員研修会

- ▼28日/役場/第9回厚岸町農業委員会総会

- ▼29・31日/東京都/全国農業委員会会長大会及び
北海道選出国會議員要請集会



5/30 全国農業委員会長大会

5/30 北海道選出国會議員要請集会

6月

- ▼4日/町内/農地部会あつせん委員会

- ▼14日/役場/第10回厚岸町農業委員会総会

- ▼23日/札幌市/北海道新就農フェア

7月

- ▼26日/役場/厚岸町農業者年金協議会総会・厚岸町
農業担い手育成支援協議会総会

- ▼28日/東京都/新・農業人フェア

- ▼31日/役場/第11回厚岸町農業委員会総会

8月

- ▼24日/札幌市/東北・北海道農業活性化フォーラム

- ▼28日/役場/第12回厚岸町農業委員会総会

9月

- ▼1日/東京都/新・農業人フェア

10月

- ▼9日/太田/農業者年金パークゴルフ大会

- ▼13日/札幌市/新・農業人フェア

- ▼16日/町内/農地パトロール(農地利用状況調査)

- ▼30・31日/町内/秋期農用地あつせん委員会

11月

- ▼7・9日/道内/農業委員会道内視察研修

- ▼16日/浜中町/新規参入者交流会(農業士会)

- ▼28日/釧路町/地区別農業委員研修会

- ▼29日/役場/第13回厚岸町農業委員会総会

12月

- ▼6日/町内/農用地あつせん委員会

- ▼18日/釧路町/農業者年金協議会代議員等研修会

- ▼20日/白糠町/根釧女性農業委員の会総会



9/1 新・農業人フェア 就農相談

1月

▼26日／東京都／新農業人フェア

▼25日／役場／第14回厚岸町農業委員会総会

▼28～29日／札幌市／全道農業者年金研究会・農業委員会活動強化研修会

▼30日／札幌市／女性農業委員・農地利用最適化推進委員会活動強化研修会

2月

▼13日／らくどぴあ／農業者年金相談会

▼28日／役場／第15回厚岸町農業委員会総会

3月

▼19日／札幌市／農業会議総会・農業委員等研修会

▼28日／役場／第16回農業委員会総会

★平成31年度の主な事業

■厚岸町農業者年金協議会総会 ■厚岸町農業担い手育成支援協議会総会 ■農地パトロールの実施

■農業者年金相談

■農地あっせん等相談

■農業委員会総会(原則28日)

■新・農業人フェア出展

■婚活イベント



12/15 青年部主催による婚活交流会の一コマ

★事務局からのお願い

農業委員会では、毎月28日を基準日に総会を開催しています。農地の売買、賃貸借、転用、現況証明などが必要な方は、毎月10日をめどに農業委員会事務局へ提出してください。

★農地法第3条(農地の売買)

農地を農地として「売買したい方」「贈与したい方」「未登記の農地の整理」等は、農地法3条の許可申請が必要です。

★農地法第4・5条(農地の転用)

自己用の転用(農家住宅・農業用施設等)の場合、農地法4条の許可が必要です。転用を目的とした賃貸借、売買の場合は、農地法5条の許可が必要です。 ※その土地が農業振興地域内である場合は、まず除外の手続きが必要となり、約6ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

★農地の相続等の届出のお願い

農業委員会では、相続などによる権利の取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に勤めています。農地法の改正により農地を相続したときは、農業委員会に相続開始から10か月以内に届け出が必要となりますので、農業委員会の窓口までお越しください。

☆全国農業新聞を購読してみませんか!

全国農業新聞は、経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。農地法・農業委員会を初めとする土地問題や、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例など、様々な角度から情報提供を行っています。



購読料11月額700円・毎週金曜日発行お申し込みは、厚岸町農業委員会事務局まで電話(52)3131・内線159まで

◆**農業者年金に加入しませんか**
農業者年金の特徴とメリット

◎**農業者の方なら広く加入できます。**

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。

◎**少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。**

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受ける年金額が決まる積立方式 ・ 確定拠出型ですの
 で、少子高齢時代でも非常に
 安定的な財政方式の年金です。



◎**保険料は自由に決めることができます。**

保険料は月額2万円、
 6万7千円の間で
 千円単位で自由に決め
 られいつでも見直せます。



◎**終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。**

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

◎**税制面の優遇措置があります。**

保険料は全額が社会保険
 控除の対象で、支払われる
 年金にも公的年金等控除が
 適用されます。



◎**保険料の国庫補助があります。**

2万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

※詳しくは、農業委員会・農協まで



◆**農業委員会事務局**

事務局長▼堀部 誠

主事▼中野 真規

※事務局の体制は3月1日の記載です。

◇**編集後記**

農業委員会便り13号をお届けします。

昨年は今までに経験したことがない天候不順や、北海道胆振東部地震による全道的な停電を経験しましたが、今年は天候に恵まれ、平穏無事な年になることを切に願います。農業情勢は目まぐるしく変化しておりますが、これからも地域農業発展のため頑張っていきたいと思えます。（河村）